

恵庭市立図書館雑誌スポンサー取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、恵庭市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱（平成27年3月10日実施。以下「要綱」という。）第2条第2項に規定する社会貢献活動への参加の周知（以下単に「周知」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(周知の方法及び規格)

第2条 周知の方法及び規格は、次のとおりとする。

- (1) 提供する雑誌の最新号カバー表面に、縦4センチメートル、横13センチメートル以内の大きさでスポンサー名等を表示することができる。
- (2) 提供する雑誌の最新号カバー裏面に、裏表紙と同じサイズ以内の大きさで周知の内容を1枚貼付することができる。
- (3) 配架する雑誌架の棚板に、縦5センチメートル、横18センチメートルの大きさでスポンサー名等を表示することができる。
- (4) 恵庭市立図書館のホームページに、スポンサー名等を公表することができる。
- (5) 表示期間は、契約期間内に購入した雑誌を掲示する期間とし、年4回まで周知の内容を変更することができるものとする。
- (6) 提供雑誌の配架位置は、図書館長が決定する。

(周知の内容)

第3条 次の各号のいずれかに該当する周知内容は、掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治又は宗教に関するもの
- (4) 市の財産等の美観又は風貌を害するおそれのあるもの
- (5) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (6) その他周知内容として適当ないと図書館長が認めるもの

2 前項に規定するもののほか、業種ごとに不掲載とする基準については、別表に定めるところによる。

(委任)

第4条 この要領に定めるもののほか、周知の取扱いに関し必要な事項は、図書館長が定める。

附 則

この要領は、平成27年3月10日から実施する。

別表（第3条関係）

業種の名称	不掲載基準
1 人材募集広告	(1) 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあっせんの疑いのあるもの (2) 人材募集に見せかけて、商品、材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているもの
2 学習塾等	(1) 実績に基づかない合格率等を掲載しようとするもの (2) 学習塾等の名称のみで、実態がないもの (3) 安易さ、授業料又は受講料の安さを強調するもの
3 資格講座	(1) 資格講座の募集に見せかけて、商品、材料等の売りつけや資金集めを目的としているもの (2) 国家資格に関する講座で、その講座を受講するのみで資格の取得ができるように誤解させるもの (3) 国家資格でない講座をあたかも国家資格のように誤解させるもの (4) 受講費用を公的給付でまかなえるように見せかける等当該受講費用に関し誤解を与えるおそれのあるもの
4 病院、診療所及び助産所	(1) 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5又は第6条の7の規定以外のもの (2) 提供する医療の内容が他の医療機関と比較して優良である旨をことさら強調するもの (3) 提供する医療の内容に関し、虚偽又は誇大な広告をしようするもの
5 あん摩マッサージ、はり・きゅう師、柔道整復師	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定以外のもの
6 薬局、薬店、医療品、医薬部外品、化粧品及び医療器具（健康器具、コンタクトレンズ等）	事業者が、当該事業者を所管する自治体で了承を得ている以外のもの
7 健康食品、保健機能食品、特別用途食品等	事業者が、当該事業者を所管する地方自治体及び消費者庁で了承を得ている以外のもの
8 介護保険法（平成9年法律第123号）に	提供するサービスに関し、誤解を招くような表現をしているもの

規定するサービスその他高齢者福祉サービス	
9 不動産業	(1) 不動産の表示に関する公正競争規約の表示規制に違反しているもの (2) 契約を急がせるような表現をするもの
10 旅行業	登録番号、所在地及び補償の内容を明記していないもの
11 雑誌、週刊誌等	(1) 青少年保護及び性犯罪防止の観点から、性的な表現、写真等を掲載しようとするもの (2) 客観的事実に基づかないものを掲載しようとすることにより、人権、プライバシー侵害等が発生するおそれのあるもの (3) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
12 映画、興行等	(1) 暴力、賭博、麻薬、売春等の行為を助長するような内容のもの (2) いたずらに性的好奇心をあおるような内容のもの

<備考>

その他の事項については、次のとおりとする。

- 1 責任の所在、内容及び目的を明確にしていないもの
- 2 肖像権又は著作権等を侵害しているもの
- 3 アルコール飲料に関して未成年者の飲酒禁止を明確に表示していないもの